第十七号様式別表の表中「扶養親族等」を「扶養親族」に改め、同様式別表記載要領(8)(ロ)を次のように改める。

(ロ)　配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住者である場合にはその旨を記載してください。

第十七号様式別表記載要領9(イ)中「当該」を削り、同表記載要領9(ロ)中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第8項」に、「同条第5項」を「同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項」に改め、同表記載要領9(ニ)中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第8項」に改め、同表記載要領9(ト)中「又は第5項」を「、第5項又は第8項」に改め、同表記載要領14中「扶養親族等」を「扶養親族」に改め、「又は配偶者特別控除の対象となる配偶者」を削る。

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の四の改正規定中「、「同条第九項」を「、「同条第八項」に改める。

附則第一条第五号中「第四十八条の九の十一」を「第四十八条の九の十一」に、「、第四十八条の九の十」を「、第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十九第三項」に改める。

附則第十条中「第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十一」に、「、第四十八条の九の十」を「、第四十八条の九の十一」に、「第四十八条の九の十九第三項」に改める。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第三条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「東京都三宅村」を「福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村」に、「平成十三年度」を「平成二十八年度」に、「平成十七年度」を「平成三十二年度」に、「同村」を「当該市町村」に、「、平成七年」を「、平成二十二年」に、「平成十二年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に、「平成七年九月三十日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十六」を「第四十八条の九の十七」に改め、同条第七号中「第四十八条の九の十七」を「第四十八条の九の十八」に改める。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第五条　自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「東京都三宅村」を「福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村」に、「平成十三年度」を「平成二十八年度」に、「平成十七年度」を「平成三十二年度」に、「同村」を「当該市町村」に、「、平成七年」を「、平成二十二年」に、「平成十二年九月三十日」を「平成二十七年九月三十日」に、「平成七年九月三十日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　公布の日

二　第一条中地方税法施行規則第二十四条の六の二の改正規定　平成二十八年五月二十一日

三　第一条中地方税法施行規則第一条の七第二十三号、第九条の八、第十条第六項第一号、第十条の二の二及び第十条の二の三の改正規定並びに同令附則第四条第二項及び第三項後段の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第四項の規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一」に改める部分に限る。）に限る。）　平成二十九年一月一日

四　附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「附則第十五条第九項」を「附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十八項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項」に改める部分に限る。）に限る。）　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日

五　第一条中地方税法施行規則附則第六条第四項及び第五項の改正規定、同条第三十五項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同項を同条第三十八項とする改正規定、同条第三十四項を同条第三十七項とし、同条第三十三項を同条第三十六項とする改正規定、同条第三十二項を同条第三十五項とする改正規定、同条第三十一項の改正規定（第四号に係る部分を除く。）、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とする改正規定、同条第二十九項の改正規定、同項を同条第三十二項とする改正規定、同条第二十八項の改正規定、同項を同条第二十三項の改正規定（「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める部分に限る。）、同項を同条第二十六項とする改正規定、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とする改正規定、同条第二十項の改正規定、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項から第十九項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第十五項を同条第十八項とする改正規定、同条第十四項を同条第十七項とする改正規定、同条第十三項を同条第十六項とする改正規定、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げる改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第七項の次に一項を加える改正規定　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三の三第三項から第八項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書を提出する場合について適用する。

2　新規則第二条の三の六第二項から第五項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により提出するものを含む。）を提出する場合について適用する。

3　新規則第二条の五第三項から第六項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に係る法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する申告書について適用する。